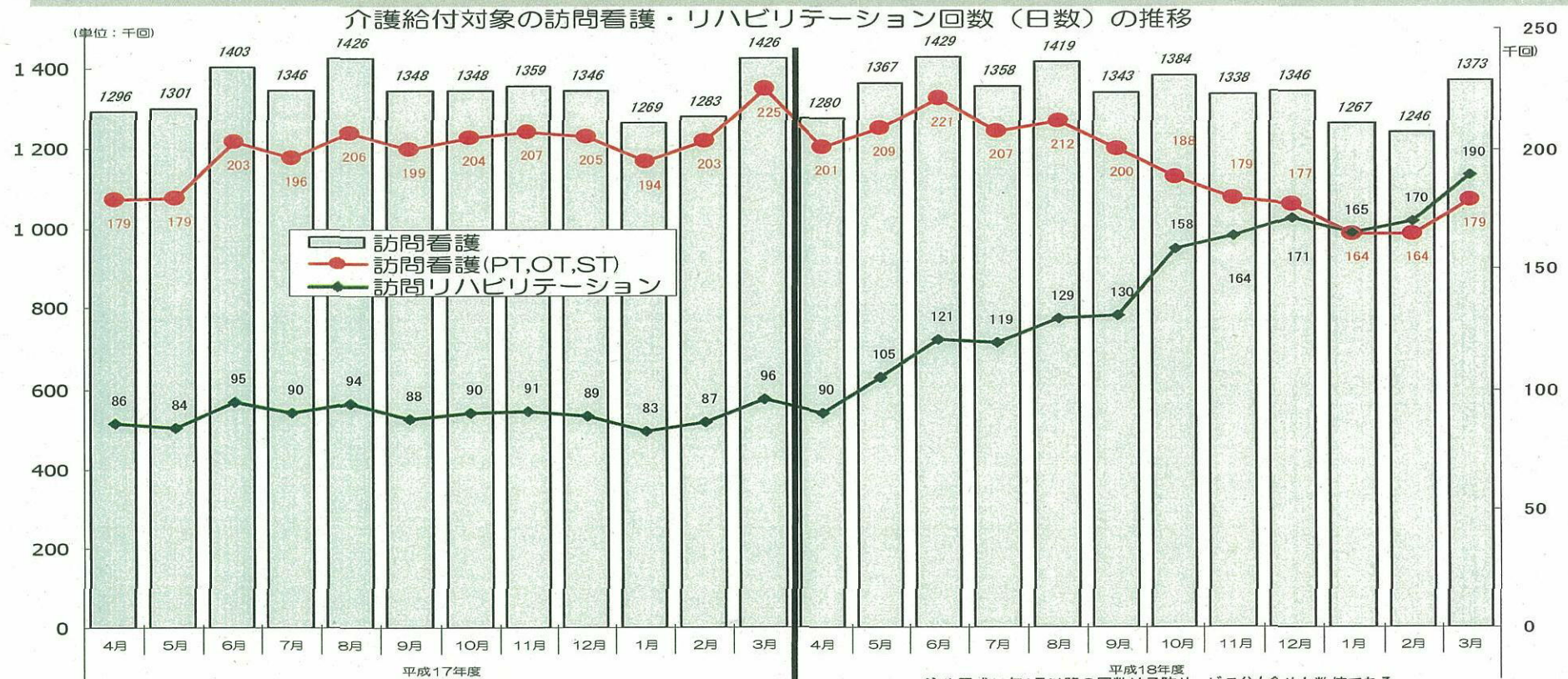


8. 訪問看護と訪問リハビリテーションについて

○平成18年4月改定において、「訪問看護計画において、理学療法士等の訪問が保健師又は看護師による訪問の数を上回るような設定がなされることは適当ではない」とされた。なお、この点については、6ヶ月間の猶予が設けられた。

○この結果、平成18年9月以降、PT、OT、STによる訪問看護は減少した。一方、訪問リハビリテーションが大きく伸展している。なお、訪問看護と訪問リハビリテーションの合計回数は、横ばいである。
→訪問看護によるリハビリテーションから訪問リハビリテーションに利用者が移行しているのではないか。



改定

注1) 平成18年4月以降の回数は予防サービスも含めた数値である。
 注2) 訪問看護(ST)は平成18年4月以降のサービスである。
 注3) 訪問リハビリテーションは日数を集計している。
 *出典: 介護給付費実態調査(各月サービス分)